

※処理事項	発信年月日		整理番号		事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認						
								010

堺市受付印

令和 年 月 日				法人番号		申告年月日	
堺市長殿						年	月

所在地 （本市が支店等の場合は本店所在地と併記）			事業種目		
（ふりがな）	（電話		）		円
法人名			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	④①	
			前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	④②	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	④③	

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の市民税の予定申告書

※

摘 要		税 額
前事業年度の法人税割額（⑬の金額）	①	00 円
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × ⑤／12	⑥	00
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥	⑦	00

本市内に所在する事務所、事業所又は寮等		本市分の均等割の 税率適用区分に 用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合 計		⑧

前事業年度の法人税割額の明細			この申告の期間		年	月	日	から
			前事業年度の期間		年	月	日	まで
			通算親法人の事業年度の期間		⑤①	年	月	日
					⑤②	年	月	日
			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		円			
（特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額	⑨	円						
法人税割額	⑩							
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪							
税額控除超過額相当額の加算額	⑫							
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬							
外国の法人税等の額の控除額	⑭							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮							
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯							
納付すべき法人税割額⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰							
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱							
差引法人税割額 ⑰-⑱-⑲	⑲							

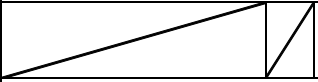
指定場 都合の ⑥の 申告 計算 する	区 名	※区コード	月数	従業員数	均等割額
	堺 区			人	00 円
	中 区				00
	東 区				00
	西 区				00
	南 区				00
	北 区				00
	美 原 区				00

関与税理士署名	（電話
---------	-----

堺市受付印	※処理事項	発信年月日 通信日付印確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
							010
	令和 年 月 日 堺市長殿			法人番号		申告年月日 年 月 日	

所在地 （本市が支店等の場合は本店所在地と併記）	事業種目	
(電話)		
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 ④① () 円	
法人名	又は出資金の額 ④①	
	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 ④②	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の資本金等の額 ④③
代表者氏名	経理責任者氏名	

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額
前事業年度の法人税割額（⑬の金額）		① 円
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）		②
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤  月
	円 × ⑤／12	⑥
この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥		⑦

本市内に所在する事務所、事業所又は寮等			本市分の均等割の 税率適用区分に 用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地		
			人
合 計		⑧	

前事業年度の法人税割額の明細			この申告の期間				年	月	日	から	
			前事業年度の期間				年	月	日	まで	
							年	月	日	から	
			通算親法人の事業年度の期間				50	51	年	月	日
(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額			⑨	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				年	月	日	まで
								円			
			指 定 場 都 合 市 に ⑥ 申 告 計 算 る	区 名	※区コード	月数	従業員数		均等割額		
法人税割額				⑩	堺 区			人		円	
市町村民税の特定寄附金税額控除額				⑪	中 区						
税額控除超過額相当額の加算額				⑫	東 区						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額				⑬	西 区						
外国の法人税等の額の控除額				⑭	南 区						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				⑮	北 区						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				⑯	美 原 区						
納付すべき法人税割額⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯				⑰							
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額				⑱							
差引法人税割額 ⑰-⑱-⑲			⑲								

関与税理士署名	(電話)
---------	-------